

○調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱

令和3年4月1日要綱第55号

調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱

第1 設置

廃棄物処理法第6条第1項の規定による調布市一般廃棄物処理基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）の策定について、市民と行政との協働による検討を行うため、調布市一般廃棄物処理基本計画策定等委員会を置く。

第2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- （1）一般廃棄物処理基本計画の策定に関すること。
- （2）一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた調査、研究及び関係機関との調整に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第3 組織

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）11人以内をもって組織する。

- （1）学識経験者 2人以内
- （2）市民代表（公募） 2人以内
- （3）市内大規模事業者 1人以内
- （4）市内小規模事業者 1人以内
- （5）市内清掃事業者 1人以内
- （6）市内リサイクル事業者 1人以内
- （7）調布市消費者団体連合会が推薦する者 1人以内
- （8）調布市廃棄物減量及び再利用促進員 1人以内
- （9）市職員 1人以内

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から一般廃棄物処理基本計画の策定の日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第6 招集

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、一般廃棄物処理基本計画策定の日をもって廃止する。